火薬類取締法施行規則関係例示基準の一部改正について (貯蔵の技術基準の見直し)

令和5年11月経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付

1. 背景

平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準について性能規定化を中心とした見直しの議論が進められてきたところ。

今般、これまでの議論を踏まえ、火薬類の貯蔵の技術基準の一部について改正を行う。

2. 主な改正事項

●貯蔵の技術基準の性能規定化

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要があるものについて、性能規定化を行うとともに、これまで省令に記載されていた仕様については例示基準(内規)として記載する。これにより、例示基準に従っている場合は従来と同等の安全性を確保することが可能となり、一方で、例示基準に従わない場合であっても、事業者が自ら安全性を証明することによって、多様な手法を選択することが可能となる。

例:火薬庫外に貯蔵する場合の技術基準における扉の規定について、現行省令では、「厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した」等の具体的な技術基準が規定されているが、今後は具体的な基準は例示基準で示すこととし、改正省令では、その性能規定として、「盗難を防止するための措置を講ずる」旨を規定する。